

自動車運転免許取得規定

1 車両の運転免許取得及び運転の禁止について

- (1) 在学期間中の運転免許取得は原則禁止する。ただし、3年次で就職が内定した生徒は12月1日以降に学業に支障がない限り認める。上記以外の者は2月1日以降の家庭学習期間に入ってからとする。
- (2) 運転免許証の取得及び運転は、卒業式翌日からとする。
- (3) 無免許運転は絶対にしない。
- (4) 友人や知人の車などに同乗、またはヒッチハイク等はしない。

2 運転免許取得許可について

- (1) 運転免許取得希望者は、自動車運転免許取得許可願を提出し、学校長の許可を受けること。
- (2) 自動車運転免許の取得許可を受けた者は、自動車学校通学中は自動車運転免許取得許可証を常に携帯すること。
- (3) 通学期間は、午後9時までとし、午後10時までには帰宅していること。時間補充等の期間は自動車学校への通学は禁止する。
- (4) 下記の場合は通学を許可しない。
 - ①学習成績不振者、補習対象者、本校の学校規則を守らない生徒。
 - ②学習等に支障が出た場合は許可を受けた者でも自動車学校への通学を禁止する。
- (5) 仮免許、卒業試験等を受ける場合も学業に支障のないようにすること。
- (6) 無許可による自動車運転免許の取得、本規定に違反する行為については特別指導の対象とする。
- (7) 自動車運転免許取得許可願、自動車運転免許取得許可証は本校指定の書式とする。
- (8) 記載のない事案が生じた場合は、生徒指導部の指示に従うものとする。
- (9) 上記の項目について、その趣旨を理解し遵守する者に限り自動車運転免許取得許可証を発行する。

付則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から実施する。